

逗子市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、逗子市議会議員政治倫理条例（平成26年逗子市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(審査請求書の提出)

第3条 条例第4条第1項の規定により審査請求をするときは、審査請求書（第1号様式）に証拠説明書（第2号様式）を添えて、議長に提出しなければならない。

(審査請求却下通知書)

第4条 議長は、条例第4条第4項の規定により却下するときは、請求者に対し、審査請求却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(審査会の会長及び副会長)

第5条 条例第5条第1項に規定する逗子市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長（以下「会議の議長」という。）となる。ただし、審査会を初めて招集するときは、議長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。

(審査会の傍聴)

第7条 審査会の傍聴については、逗子市議会傍聴規則（昭和43年逗子市議会規則第4号）の例による。

(意見の開陳)

第8条 審査会は、条例第6条第1項の規定により審査を行うに当たっては、審査対象議員に意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査結果報告書)

第9条 条例第8条第1項の規定により作成する報告書は、審査結果報告書（第4号様式）とする。

(審査結果の通知及び概要の公表)

第10条 条例第8条第3項の規定による審査結果の通知は、審査結果通知書（第5号様式）により行うものとする。

2 条例第8条第3項の規定による審査結果の概要の公表は、逗子市議会の広報紙への掲載をもって行う。

(委任)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、議長が別に定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

逗子市議会議長

（審査請求代表者）

住所

氏名

印

※代表者の署名により押印を省略することができます。

審査請求書

逗子市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定に基づき、別紙署名簿を添えて、次のとおり審査を請求します。

審査対象議員の氏名

1 違反する疑いがある政治倫理基準

逗子市議会議員政治倫理条例第3条第 号

2 違反する疑いがあると認められる事実の概要

3 上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由

4 添付資料

（1）証拠説明書（第2号様式）

（2）審査対象議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる事実を証する資料

別紙

署 名 簿

逗子市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づく次の審査請求の趣旨に賛同し、署名します。

- 1 審査対象議員の氏名
- 2 違反する疑いがある政治倫理基準
 逗子市議会議員政治倫理条例第3条第 号
- 3 違反する疑いがあると認められる事実の概要
- 4 上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由

※ 逗子市議会議長が逗子市選挙管理委員会に対し、署名した者が、逗子市議会議員政治倫理条例第4条第1項に規定する選挙権を有する市民（地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する者）であるかどうかの確認をすることに同意します。

番号	署名年月日	住所（建物名、部屋番号等も記入のこと。） 氏名	生年月日	有効無効 の確認欄
		住所 逗子市 氏名		
		住所 逗子市 氏名		
		住所 逗子市 氏名		
		住所 逗子市 氏名		
		住所 逗子市 氏名		

（裏面へ）

(裏面)

備考

- 1 署名簿は、署名年月日、住所、氏名及び生年月日を自筆により記載したものであること。
- 2 各署名簿に通じる一連の番号を付すこと。
- 3 有効無効の確認欄は、記載しないこと。
- 4 心身の故障等の理由により署名簿への署名を代理人に委任する場合は、代理人は、逗子市議会議員政治倫理条例第4条第1項に規定する選挙権を有する市民でなければならない。この場合において、代理人は、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの住所、氏名及び生年月日を自署しなければならない。
- 5 署名の有効無効を判断する基準日は、審査請求書が逗子市議会事務局に到達した日とする。
- 6 署名簿は、政治倫理審査会委員、議長、副議長及び議会事務局の職員が閲覧できるものとする。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

逗子市議会議長

(審査請求代表者)

住所

氏名

印

※代表者の署名により押印を省略することができます。

証拠説明書

逗子市議会議員政治倫理条例第４条第１項の規定に基づき、審査対象議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる事実を証する資料について、次のとおり説明します。

[illegible]

第 号
年 月 日

様

逗子市議会議長



審査請求却下通知書

年 月 日付けで提出のあった審査請求書については、次の理由により却下しましたので通知します。

却下の理由

備考（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項）

年 月 日

逗子市議会議長

逗子市議会議員政治倫理審査会
会長

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付け 第 号で審査の付託を受けた件について、逗子市議会議員
政治倫理条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 審査対象議員の氏名

- 2 違反する疑いがある政治倫理基準
逗子市議会議員政治倫理条例第3条第 号

- 3 違反する疑いがあると認められる事実の概要

- 4 審査の結果

第 号
年 月 日

様

逗子市議会議長



審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付けで請求のあった審査請求について、逗子市議会議員政治倫理審査会における審査が終了しましたので、逗子市議会議員政治倫理条例第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 審査対象議員の氏名
- 2 違反する疑いがある政治倫理基準
逗子市議会議員政治倫理条例第3条第 号
- 3 違反する疑いがあると認められる事実の概要
- 4 審査の結果